

令和7年6月

児童・生徒の保護者 様

田尻町教育委員会

令和7年度就学援助費制度について（お知らせ）

田尻町では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な経費の一部の援助を行い、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるよう就学援助費の支給を行っています。

この制度を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、申請を行ってください。

記

◆対象となる方

田尻町に居住している児童・生徒の保護者で、令和7年度に以下のいずれかの事由に該当する方

事 由

[要保護者]

ア) 小学校6年生の児童か中学校3年生の生徒の保護者で、生活保護（教育扶助）を受けている方

[準要保護者]

イ) 令和7年度中に生活保護を停止又は廃止された方

ウ) 令和7年度の市町村民税が非課税である方又は減免された方

エ) 令和7年度の個人事業税を減免された方

オ) 令和7年度の固定資産税を減免された方

カ) 令和7年度の国民年金保険料を減免された方

キ) 令和7年度の国民健康保険料を減免された方又は徴収の猶予を受けた方

ク) 令和7年度中に児童扶養手当を受給している方

ケ) 令和7年度中に生活福祉資金の貸付けを受けた方

コ) 教育委員会が定める基準（世帯全員の前年中の総所得が平成25年8月の改正前の生活保護基準の1.15倍に準ずる程度）に該当する方

◆申請手続き

以下の書類を、令和7年6月30日（月）までに、通学する学校へ提出してください。

※通学する学校ごとに申請が必要となります。

※申請受付後の審査に際し、世帯全員の所得状況を確認しますので、令和6年分の所得の申告を必ず済ませておいてください。収入がない場合も申告が必要です。

また、世帯の中で保護者以外に収入のある方がいる場合は、その方の所得も審査の対象となります。

①「就学援助費支給申請書兼委任状」

用紙については、在籍している学校に申し出るか、町ホームページからダウンロードしてください。

②各該当事由に係る必要書類

ア) 生活保護（教育扶助）を受けている方・・・生活保護受給証明書

イ) 生活保護を停止又は廃止された方・・・保護停止（廃止）決定通知書の写し

※ウ) 市町村民税が非課税である方又は減免された方・・・不要

エ) 個人事業税を減免された方・・・個人事業税減免決定通知書の写し

オ) 固定資産税を減免された方・・・固定資産税額決定通知書の写し

カ) 国民年金保険料を減免された方・・・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認書等の写し

キ) 国民健康保険料を減免された方又は徴収の猶予を受けた方・・・国民健康保険料減免決定通知書の写し

ク) 児童扶養手当を受給している方・・・児童扶養手当証書の写し

ケ) 生活福祉資金の貸付けを受けた方・・・生活福祉資金貸付決定通知書の写し

※コ) 教育委員会が定める基準に該当する方・・・不要

令和7年1月2日以降に田尻町に転入された方

令和7年1月1日現在の住所地で発行された以下のいずれか

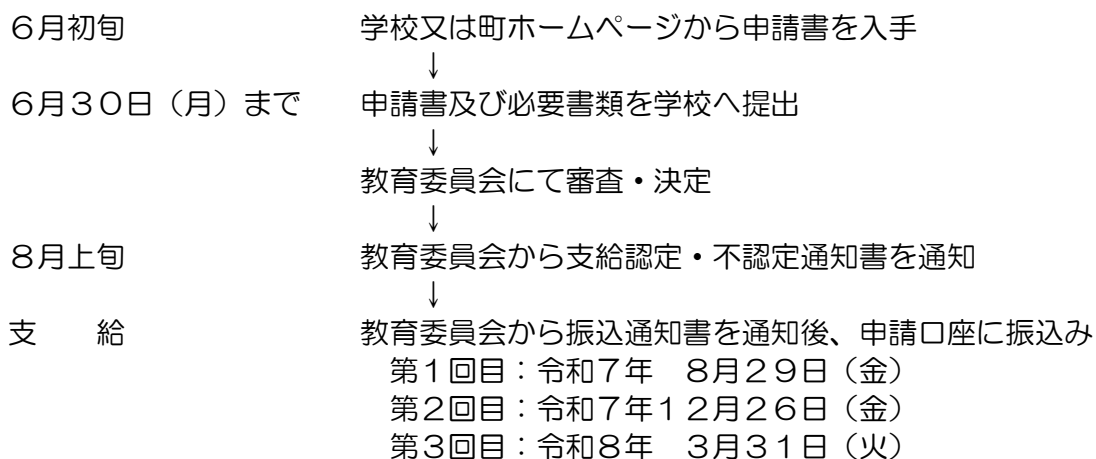
A「令和7年度住民税の課税明細書」（写し可）

B「令和7年度住民税特別徴収税額の通知書」（写し可）

C その他、所得を証明できるもの（課税証明書等写し可）

※世帯の中で保護者以外に収入のある方がいる場合は、その方の証明も必要となります。

◆申請から支給までの流れ



◆支給内容

[要保護者]・・・⑩修学旅行費のみ

[準要保護者]・・・全費目支給対象

支給費目	小学校（年額）	中学校（年額）	備 考
①新入学児童生徒学用品費 （４月当初認定者）	57,060 円	63,000 円	入学前支給を受けた方は 対象外
②学用品費	11,630 円	22,730 円	
③通学用品費	2,270 円	2,270 円	1 年生を除く
④校外活動費（宿泊なし）	実 費 【限度額】 1,600 円	実 費 【限度額】 2,310 円	
⑤校外活動費（宿泊あり）	実 費 【限度額】 3,690 円	実 費 【限度額】 6,210 円	
⑥卒業アルバム代等	実 費 【限度額】 11,000 円	実 費 【限度額】 10,000 円	小学校 6 年・中学校 3 年 のみ対象
⑦生徒会費	—————	実 費 【限度額】 5,550 円	
⑧PTA 会費	実 費 【限度額】 3,450 円	実 費 【限度額】 4,260 円	
⑨通学費	実 費 【限度額】 40,020 円	実 費 【限度額】 80,880 円	やむを得ない事由によ り認められた場合のみ
⑩修学旅行費	実 費 【限度額】 22,690 円	実 費 【限度額】 60,910 円	小学校 6 年・中学校 3 年 のみ対象

◆注意事項

◎この制度は、毎年度申請が必要ですので必ず申請を行ってください。

◎通学する学校ごとに申請が必要となります。

◎必要書類（証明書等の写し）が添付されていない場合は、審査できないことから申請書を返却させていただきますのでご注意ください。

◆お問い合わせ

申請書の配布・提出先

- ・小学校に在籍する児童・・・小学校（各担任）
- ・中学校に在籍する生徒・・・中学校（各担任）

電話 465-0008

電話 465-0142

問い合わせ先

- ・制度全般に関すること・・・教育委員会 教育管理課

電話 466-5022